

(参考)「個人住民税の特別徴収」に関するQ & A【改訂版】

目 次

1 制度一般

- 1 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？
- 2 特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればよいのですか？
- 3 すべての事業主が個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？
- 4 なぜ普通徴収切替理由書の提出や個人別明細書の摘要欄への普通徴収（個人納付）の該当理由を記入しなければならないのでしょうか？
- 5 普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書の摘要欄への普通徴収該当理由（記号・略号「A退職等」など）の記入を忘れた場合はどうなるのでしょうか？
- 6 給与支払報告書はeLTAX（エルタックス）で提出しているが、各市町宛に別途「普通徴収切替理由書」を送付しなければならないのでしょうか？
- 7 特別徴収別徴収義務者として指定されるとのことですが、指定通知書が届きません。指定通知書はいつごろ届きますか？
- 8 パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければならないのですか？
- 9 退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか？
- 10 従業員から普通徴収にしてほしいと言われています。これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できたと思いますが？
- 11 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？
- 12 「特別徴収」のメリットは何ですか？
- 13 特別徴収した個人住民税の市町への納入は毎月行わなければなりませんか？
- 14 「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から個人住民税を徴収（天引き）しなくてもよいのですか？
- 15 毎月の税額が途中で変わることはないのですか？
- 16 従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？
- 17 年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？
- 18 非課税の従業員が異動した場合でも届出が必要になりますか？
- 19 4月1日現在は当社に在籍していませんでしたが、その後当社に就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？
- 20 給与を2か所以上から支給されている場合は、どのようになりますか？
- 21 給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収しなければならないのでしょうか？
- 22 所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？
- 23 従業員全員が口座振替等により滞納なく納付しているのですが、特別徴収にしなければならないのですか？
- 24 今まで口座振替で納めていた従業員を特別徴収に変更することで何か手続きが必要ですか？

2 その他問合せ

- 25 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならなくなつたのですか？
- 26 特別徴収は人手や手間がかかるのでしたくないのですが？
- 27 これまで他の市町から特別徴収について言われたことはありません。
これまで特別徴収をしなかったのは違法ということでしょうか？
- 28 県外から通勤している従業員はどうしたらよいのでしょうか？
- 29 景気動向が思わしくなくコストをかけることができません。
- 30 従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が繁雑になるのですが？
- 31 給与支払報告書を市町ごとに分けて提出するのが面倒なのですが、何かよい方法はないですか？
- 32 納入場所（金融機関等）が市町で違っているので、一本化はできないですか？
- 33 特別徴収事務に必要な様式などをまとめて入手できる方法はないですか？
- 34 特別徴収をしなければいけないのなら、従業員に辞めてもらいます。
- 35 事業経営が芳しくなく、納期限内に納税できないのですが・・・
- 36 特別徴収を拒否したらどうなるのですか？

I 制度一般

問1 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

答1 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（市・町民税と県民税）を差し引きして、その従業員に課税をした市町へ納入していただく制度です。（地方税法（以下「法」という。）第321条の3、第321条の4、第321条の5）

問2 特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればよいのですか？

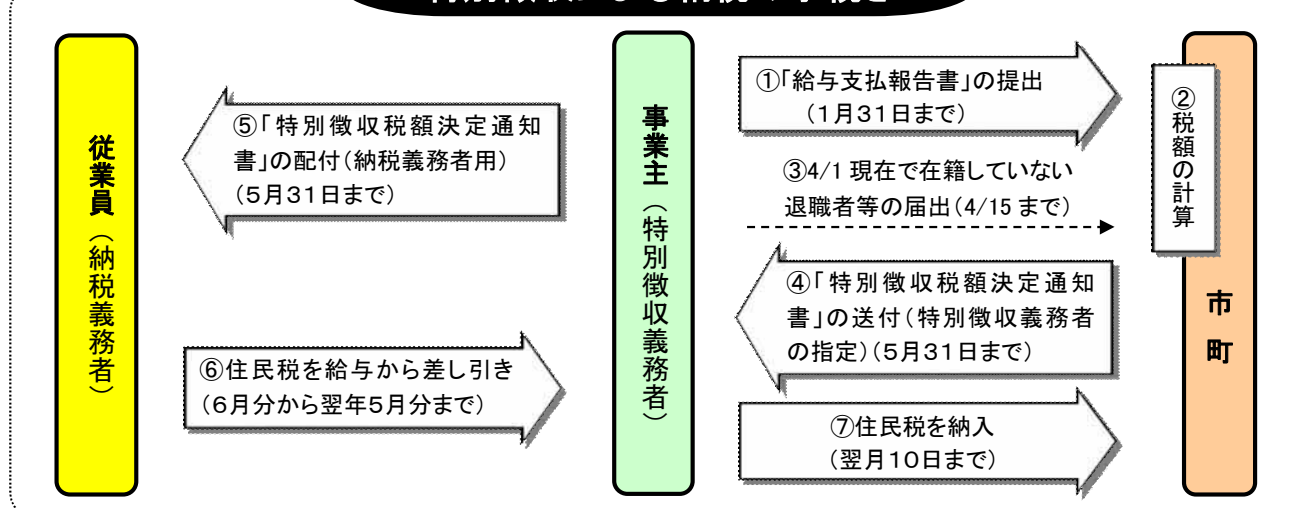
答2 次の手順となります。

- ① 毎年1月31日までに市町へ給与支払報告書を提出してください。（法第317条の6①）
- ② 市町において個人住民税の税額を計算します。
- ③ 給与支払報告書の提出後、4月1日現在に在籍していない従業員がいる場合は、4月15日までにその旨記載した異動届出書を市町に届け出てください。（法第317条の6②）
- ④ 事業所に対して、従業員が1月1日現在に居住する市町から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。（法第321条の4①②）
- ⑤ 従業員に「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を配布してください。
- ⑥ 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収すべき個人住民税額（年税額及び月割税額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（天引き）してください。（法第321条の5①）
- ⑦ 徴収（天引き）した個人住民税は、翌月の10日までに市町（又は市町が指定する金融機関等）で納入してください。

※ ①、③、④はeLTAX（エルタックス）を利用した電子的なやりとりが可能ですので、ぜひ、積極的にeLTAXを導入していただくようお願いします。
詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。か、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAXホームページ： <http://www.eltax.lta.go.jp/>
ヘルプデスク：0570-081459 又は 03-5521-0019

特別徴収による納税の手続き



問3 すべての事業主が個人住民税を特別徴収しなければならないのですか？

答3 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法令（法第321条の4及び市町条例）により義務づけられています。

市町は、毎年4月1日において従業員（納税義務者）に給与の支払いをする事業主で、所得税の源泉徴収義務がある事業主を、市町の条例によって包括的に特別徴収義務者として指定しています。

特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員に給与を支払う際に、個人住民税を特別徴収して市町へ納入いただく必要があります。

具体的には特別徴収義務者に指定された事業主には毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。

ただし、次の理由に該当する場合は、事業所から申出に基づき、例外として普通徴収とすることができます。詳しくは、各市町の個人住民税担当課にご確認ください。

（別紙「個人住民税に関するお問い合わせ先」参照）

【A退職等】：退職者、5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）

【B少 額】：毎月の給与支給額が少なく、特別徴収しきれない方

【C不定期】：給与が毎月支給されない方（不定期支給）

【D乙 欄】：他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）

※ 普通徴収とする場合は、必ず①給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書」を提出するとともに、②給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上記記号と略号（A退職等など）を記入してください。（下線①と②の要件を満たさない場合は「特別徴収」となります。）

問4 なぜ普通徴収切替理由書の提出や個人別明細書の摘要欄への普通徴収（個人納付）の該当理由を記入しなければならないのでしょうか？

答4 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが地方税法（法第321条の4）及び市町の条例で義務付けられており、一定の基準に該当しなければ普通徴収（個人納付）とすることはできません。

市町において普通徴収として取り扱う従業員の方であるか否かを確認するために、事業主の方から普通徴収該当理由をご報告いただくことにしたものです。

これらの事務手続きを行っていただけない場合は、普通徴収として取り扱う従業員の方であるか否かの確認ができないため、法令に基づきすべての従業員の方が特別徴収となります。当該事務手続きについて、ご理解とご協力をお願いします。

問5 普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書の摘要欄への普通徴収該当理由（記号・略号「A退職等」など）の記入を忘れた場合はどうなるのでしょうか？

答5 原則として、特別徴収（給与天引き）として取り扱われます。記入を忘れたことに気づかれた場合は、該当の市町に「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。（別紙「個人住民税に関するお問い合わせ先」参照）

問6 給与支払報告書はeLTAX（エルタックス）で提出しているが、各市町宛に別途「普通徴収切替理由書」を送付しなければならないのでしょうか？

答6 eLTAX（エルタックス）又は記録媒体でご提出いただく場合は「普通徴収切替理由書」を別途送付いただく必要はありませんが、「普通徴収」欄にチェックしたうえで、個人別明細書の摘要欄に必ず普通徴収該当理由を入力してください。

現在、エルタックス又は記録媒体では、「普通徴収」欄にチェックするだけで普通徴収の取り扱いとなっていますが、今後は個人別明細書の摘要欄に普通徴収の該当理由の記載（入力）がなければ、特別徴収として取り扱いますので、ご注意ください。

問7 特別徴収別徴収義務者として指定されるとのことですが、指定通知書が届きません。指定通知書はいつごろ届きますか？

答7 所得税を源泉徴収する義務のある事業所は、地方税法及び市町の条例により、特別徴収義務者に包括指定されており、特別徴収義務者となる事業所には、毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。

問8 パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければならないのですか？

答8 従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。

したがって、パートやアルバイトの従業員であっても、この要件に該当する場合は特別徴収しなければなりません。

問9 退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか？

答9 5月末までに退職する予定がある従業員は、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書と一緒に普通徴収切替理由書（理由「A退職等」に該当）に記載して提出してください。（既に給与支払報告書を提出されている場合は、異動届出書を提出してください。）

問10 従業員から普通徴収にしてほしいと言われています。これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できたと思いますが？

答10 地方税法等により法定要件に該当する事業主はすべて特別徴収義務者として指定されることになるため、所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

特別徴収制度は以前から定められており、従業員個々の希望により「普通徴収」を選択することができる制度ではありません。

問11 従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？

答11 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令により義務づけられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。（所得税法第184条）

問12 「特別徴収」のメリットは何ですか？

答12 事業主（給与支払者）のメリット

- ① 個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整を行う必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町からあらかじめ通知しますので、事業主の方は通知された税額を毎月の給与から徴収（差し引き）し、翌月の10日までに、各市町に納めていただければ結構です。
- ② 従業員が常時10人未満の事業所は、市町の承認により、年12回の納期を年2回とすることができます【納期の特例】。

従業員（納税義務者）のメリット

- ① 普通徴収の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回の納期なので、従業員（納税義務者）の1回あたりの納税額が少なくなり負担が緩和されます。
- ② 従業員が納税するために金融機関や市町の窓口へ出向く手間が省け、納め忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。

問 13 特別徴収した個人住民税の市町への納入は毎月行わなければなりませんか？

答13 毎月、給与から天引きし、翌月の10日までに納めていただきます。

なお、従業員数が常時10人未満である事業所は、市町の承認により、年12回の納期を年2回とすることができます【納期の特例】。

なお、納期の特例を受けるためには、各市町にあらかじめ承認申請書を提出する必要があります。申請書を提出した月の翌月末までに、各市町から書面により承認又は却下について通知されます。納期の特例が認められるのは、申請月の翌月分からとなります。

問 14 「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から個人住民税を徴収（天引き）しなくてもよいのですか？

答14 「納期の特例」は、徴収した個人住民税を事業主が市町に納入する期限（回数）について、本来は年12回（毎月納入）であるところを年2回にするという特例ですので、給与からの徴収（天引き）は毎月行っていく必要があります。給与から徴収（天引き）した個人住民税を預かっていただき、年2回に分けて納入してください。

問 15 毎月の税額が途中で変わることはないのですか？

答15 個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。

ただし、従業員の方が所得税の確定申告を修正申告する等により税額を更正すべき事由が発生した場合は、個人住民税が再計算されることとなり、税額が変わる場合もあります。

このような場合は、特別徴収が済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で特別徴収をお願いします。

また、税額が大幅に減り既に特別徴収された税額を還付する場合は、変更通知書をお送りするとともに、返金の方法などについて後日連絡いたします。

問 16 従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？

答 16 退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。（法第 321 条の 5 ③）

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに市町へ提出をお願いします。（法施行規則（第10条関係）第18号様式）

なお、異動届出書の提出がない場合は、「税額変更に伴う通知書が正しく送付されない」、「督促状が送付される」などトラブルの原因となりますので、忘れずに提出してください。

問 17 年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？

答17 毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた納税義務者が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収の方法により徴収することになります。

ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による徴収となります。

- ① 退職後に再就職し、一定期間内に納税義務者が引き続き転職先からの特別徴収を希望した場合
- ② 6月1日から12月31日までに退職等をした場合で、納税義務者本人から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて徴収されたい旨の申出があった場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合で、元の勤務先から5月31日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合（※納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から5月31日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収しなければなりません。）

問 18 非課税の従業員が異動した場合でも届出が必要になりますか？

答18 非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員や個人住民税を既に納入済みの従業員についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要になります。（法321条の5③、法施行規則第9条の5）

なお、異動届出書の提出がない場合は、「税額変更に伴う通知書が正しく送付されない」などトラブルの原因となりますので、忘れずに提出してください。

問 19 4月1日現在は当社に在籍していませんでしたが、その後当社に就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

答19 対象となる従業員が事業所を通じて、1月1日現在の居住地の市町に「特別徴収に係る給与所得者新規申出書」を送付いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

ただし、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。

問 20 給与を2か所以上から支給されている場合は、どのようになりますか？

答20 原則として、主たる給与の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況等を確認した上で、市町がいずれかの事業所を特別徴収義務者に指定します。

問 21 給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収しなければならないのでしょうか？

答21 原則として、給与所得とそれ以外の所得を合算した額について、特別徴収（給与天引き）していただきます。

ただし、確定申告の際、確定申告書の「住民税に関する事項」欄中「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に「自分で納付」に○を記入して申告された場合などは、給与所得は特別徴収（給与天引き）に、その他の所得は普通徴収（個人納付）になります。

具体的には、各市町によって取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各市町にお尋ねください。（別紙「個人住民税に関するお問い合わせ先」参照）

問 22 所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？

答22 所得税と個人住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人の住民税が課税される場合があります。

問 23 従業員全員が口座振替等により滞納なく納付しているのですが、特別徴収にしなければならないのですか？

答23 特別徴収義務は、法令に基づいて特別徴収義務者である事業主に課されるものであり、従業員が滞納なく納付している場合であっても、特別徴収を行わなくてはなりません。ご理解とご協力をお願いします。

問 24 今まで口座振替で納めていた従業員を特別徴収に変更することで何か手続きが必要ですか？

答24 特に手続きをしていただく必要はありません。

特別徴収される税額については、口座からの振替は行いません。

Ⅱ その他問合せ

問 25 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならないようになったのですか？

答25 所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。（地方税法第321条の4）

新たな法令改正などがあつたわけではなく、これまでもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要がありました。

平成24年度以降、広島県と県内23市町は連携して、事業主の方々に働きかけるなどして個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組んできたところですが、令和2年度からは、県内全市町において、原則すべての事業主の方を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底することとしました。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。

問 26 特別徴収は人手や手間がかかるのでしたくないのですが？

答26 事務が増える、経理担当者がいないといった理由で、特別徴収を行わないことは法令上認められていません。

個人住民税は従業員が住んでいる市町ごとに納入する必要があることから、市町ごとへの納入となると、手間がかかるという印象を持たれますが、それぞれの市町から送られた納入書とその合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町ごとの納入手続きは金融機関が行いますので、納入者（事業所）の手間はかかりません。

なお、市町ごとに納入先金融機関が異なるケースもありますので、別紙「市町別納入先金融機関等一覧表」をご参照ください。

地方税法等に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解とご協力をお願いします。

問 27 これまで他の市町から特別徴収について言われたことはありません。これまで特別徴収をしなかったのは違法ということでしょうか？

答27 広島県においては、平成24年度から、県と県内全市町が連携して県内一斉に個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組んできたところです。

これまでは市町間でこの取組に多少の差がありましたが、令和2年度からは、県内全市町において、原則すべての事業主の方を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底することとしました。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。

問 28 県外から通勤している従業員はどうしたらよいでしょうか？

- 答28** 特別徴収は、法令に基づくものであり、従業員の居住地が県内か県外かにかかわらず、原則として特別徴収をしなければなりません。
- 手続きの詳細については、その従業員が居住する市町村へお問い合わせください。

問 29 景気動向が思わしくなくコストをかけることができません。

- 答29** 特別徴収を行うことは事務負担を生じるとはありますが、多くの事業主は景気動向や業績いかににかかわらず、法令を遵守されて特別徴収を行っています。
- 特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられていますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 30 従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が繁雑になるのですが？

- 答30** 特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられています。就職や退職が多いことを理由に普通徴収とすることはできません。

問 31 給与支払報告書を市町ごとに分けて提出するのが面倒なのですが、何かよい方法はないですか？

- 答31** 給与支払報告書の提出は、eLTAX（エルタックス）での電子申告をご利用いただくと、自動的に従業員（納税義務者）の住所地の市町ごとに振り分けて配信されるため、市町ごとに提出する手間がなくなります。
- 詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAX ホームページ : <http://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク : 0570-081459 又は 03-5521-0019

問 32 納入場所（金融機関等）が市町で違っているので、一本化はできないですか？

答32 市町ごとに納入場所（金融機関等）を指定しています（別紙「市町別納入先金融機関等一覧表」参照）ので、市町ごとに指定された金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

なお、令和元年10月から、eLTAX（エルタックス）を活用した共通電子納税システムが導入されており、複数の地方団体への納税の手続きが一度で可能ですので、積極的にeLTAXを導入していただくようお願いします。

eLTAXの導入については、eLTAXホームページをご覧ください。ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAXホームページ： <http://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：0570-081459 又は 03-5521-0019

問 33 特別徴収事務に必要な様式などをまとめて入手できる方法はないですか？

答33 特別徴収にあたり、市町に提出する様式や各種資料については、広島県ホームページ内に専用のページを作成し、事業主の方がダウンロードできる環境を整備していますので、ご利用ください。

また、広島県内各市町のホームページにもリンクしていますので、ぜひ各市町の情報もご覧ください。

問 34 特別徴収をしなければいけないのなら、従業員に辞めてもらいます。

答34 特別徴収事務を理由に従業員を解雇することは、労働契約法第16条により無効とされています。

〔参考〕労働契約法第16条

（解雇）

第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

問 35 事業経営が芳しくなく、納期限内に納税できないのですが・・・

答35 税金は納期限内に納税すべきことが法律で定められています。

特別徴収した個人住民税は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありません。

特別徴収義務者である事業主がこれを滞納した場合は、納税義務者である従業員の個人住民税が滞納となってしまいますので、納期限内に必ず納めてください。

特別徴収すべき税額に滞納がある場合は、特別徴収の対象となっている従業員全員について、納税証明書を発行することができず、従業員にも多大な迷惑がかかることになります。

なお、不正に事業資金等に使用し、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては、地方税法に脱税に係る罰則規定が設けられているほか、滞納税額について滞納処分が執行されることになりますので注意してください。

問 36 特別徴収を拒否したらどうなるのですか？

答36 税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。

また、法第324条③の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。